

西郊民俗

第二七〇号

令和七年(二〇二五)三月

| | | | |
|-------------------------|-------|-------|----|
| 月光をめぐる伝承 | | 小池 淳一 | 1 |
| 神輿渡御と中世武士本拠 | | 渡邊 浩貴 | 6 |
| —安芸国沼田荘故地の神輿渡御が表象する歴史性— | | | |
| 近代の岩船山と田中正造 | | 林 京子 | 14 |
| 雑報 | | | 22 |

西郊民俗談話会

西郊民俗談話会会則

- 一、本会は西郊民俗談話会と称する。
- 二、本会は会員相互の連絡を保ちながら、民俗学の研究を推進することを目的とする。
- 三、本会は、次の事業を行う。
 - (1) 会誌『西郊民俗』等の発行。
 - (2) 研究会等の開催。
 - (3) その他。
- 四、本会の会員は本会の目的に賛同して入会の手続をとったものとする。
- 五、本会の会員は会費として年額二、〇〇〇円を納入するものとする。
- 六、本会は会務の執行のために委員若干名を置き、うち一名を代表委員とする。委員の選出は総会において行い、その任期は二年とする。
- 七、本会は必要に応じて顧問を置くことができる。
- 八、本会は少くとも毎年一回の総会を開催するものとする。
- 九、この会則の変更は総会の決議による。

『西郊民俗』投稿案内

『西郊民俗』は年四回(三・六・九・十二月)刊行しています。本会会員であれば、どなたでも投稿することができます。民俗学に関する報告・論説・記事であれば、いかなる地域のものでも自由に投稿してください。民俗学に関する論考・調査報告・資料紹介・翻刻・問題提起等、原稿の長短に関わらずお寄せください。短報も受け付けています。

投稿に際して次の点に留意してください。

一、投稿方法

原稿はできるだけ電子データ原稿でお願いします。本文・写真・図

表を収録したCD・メモリースティック等のデータメディアの郵送、またはEメール送信でお送り下さい。そのプリント紙を郵送して下さい。Eメール送信の場合でも、プリント紙は郵送して下さい。もちろん手書き原稿も受け付けています。

二、写真・図等

写真・図等は、電子データの本文に貼り付けしないで、写真・図一点ごとの別ファイルにしてください。本文に貼り付けると、データが小さくなり印刷に適しません。

三、校正

執筆者校正は、初校紙を郵送しますので、修正して返送して下さい。執筆者校正は初校のみとします。注の付け方、文法・文意の整理等、本文の体裁について、編集上の調整をお願いすることがあります。

四、『西郊民俗』PDFのインターネット公開

二五八号から、西郊民俗談話会のホームページにおいて、会誌の発行後一年を経過した時に、PDFによるインターネット公開を行います。今後の投稿に際して、インターネット公開を了承した上での投稿をお願いします。二五七号以前のバックナンバーのインターネット公開については、今後検討してまいります。

五、原稿送り先 会誌編集担当

久野俊彦 〒329-0433 栃木県下野市緑四一六―七

Eメール htotsano@yahoo.co.jp

『西郊民俗』バックナンバー案内

既刊分の会誌の販売価格は一部五〇〇円です。在庫分は二四九号から受け付けています。連絡担当宛お申し込み下さい。

月光をめぐる伝承

小池 淳一

はじめに―歴史研究からの問いかけ

日蝕や月蝕の際に、天皇の御所や将軍の館を包（裹）むことは（王権）の問題として、これまで社会史の領域で論じられてきた。黒田日出男「こもる・つつむ・かくす―王^①の身体をめぐる―」^①がその代表的な論考である。その後も歴史学の立場からの検討・分析が行なわれている。^②こうした感覚（慣行）は近代に至るまで確認できるが、民俗レベルではどのようにとらえられてきたのだろうか。本稿では、そうした問題意識にもとづいて、諸資料を確認してみたい。さらに、日月蝕だけではなく、月光全般をめぐる伝承についても若干の検討を加えてみたい。

一 日月蝕をめぐる伝承

内田武志の『星の方言と民俗』には「月に関する俗信」という章があり、そのなかで月蝕について「月蝕や日蝕は人間に代わって月や太陽が病んでくださるのだという。人間のすべての罪悪を背負って龍に呑まれるのだというところもある。」と記されている。こうした伝承が行なわれていた土地名や伝承者については言及がないが、この書の基礎となった調査が、昭和戦前期に主として静岡県下でおこなわれていることから、おそらく、その頃の同県における伝承をふまえたものと思われる。同書には続けて、

・ 月蝕様を拝むと病気にならぬ（榛原郡相良町）

・ 月蝕の際、鹽に水をくんで拝むと病気が直る（神奈川県高座郡相

原村）

・ 月蝕の時は外出してはならぬ（富山県下新川村下立村）

・ 出歩きすると思ひまたは過ちがある（小笠郡平田村）

・ 月蝕日蝕の際、働くと思病する（榛原郡勝間田村）

といった事例が伝承地とともに記されている。ここで県名を欠いているものは静岡県の事例である。^③

佐藤広は「太陽と月への心―日蝕・月蝕の伝承―」^④という興味深い論考でこの問題に迫っている。筆者である佐藤が小学校低学年の頃、日蝕に際して、母が井戸に筵で蓋をしているので、理由を訊くと「オテナトウサマは、ヒトの替わりに病んでくれる。そのかけらが降ってくると、毒が井戸へ入ってしまうからだ。」と答えたというエピソードにはじまり、グリフィスの『明治日本体験記』にも同じような記述があること、群馬県教育委員会の『高崎市東部地区の民俗』（一九七八年）には「人間のかわりにお月様が病んでくれるので、水と線香をあげて拝む」という事例があることを示し、八王子市内の聞き書きとして「日蝕のとき、人のかわりに太陽が病んでくれるので、太陽に手を合わせた」を加えている。最後に神奈川県津久井町出身の明治三四年生まれの岩井ワカ唄からの「昼間に欠けるときには、お茶碗に水を入れて縁側におき、少しばかりおがんだ。欠けるのは、人のかわりに病んでくれるからだといった。茶碗の水は、あとで庭などにまいてしまう。」という事例を報告している。ここで佐藤は「若水などの月と関係を持つ水は、天体から何らかのものを媒介として、はじめて水に力がつくのではないだろうか。」と述べており、示唆的である。

ここで指摘されたグリフィスの『明治日本体験記』を改めて確認すると、その第十一章「生活の中の慣習と迷信」で、「日蝕や月蝕が始まる

と、人は井戸にきちんと蓋をする。暗いうちに空から毒物が落ちてくると思うからである。⁽⁵⁾とある。また、群馬県教育委員会の『高崎市東部地区の民俗』(一九七八年)の報告は民俗知識(根岸謙之助執筆)の章におけるもので、断片的ではあるものの、こうした知識もしく俗信が広い範囲で伝承されていたことがわかる。

二 八戸の「村の話」から

他にも管見の限りでは、戦前の青森県八戸市で『奥南新報』紙に連載されていた「村の話」に「日蝕」と題する聞き書きの報告がある。

「日食」てへだて、おらアみんなア婆つこねア解らないアす。ほんに明日ア、かげさるてがい。

むがシア「今日アかげさる」てへれば、ほんに、その積りで、若いのだア、山さ行けば、家の年寄どア、恰度その頃ねなれば、錠前の辺さ、こがよ出して、それさ水汲んだす。ほんに一杯だアす。そやて、箕出して来たアす。

こがさ水汲むのア、とゞこさまよ水さ映すのだアす。とゞこさまア、かげされば、そつちさ向いで、とんくど、手よ拍つて「ありがたいく」て拜んでれ、今度ア、箕よ持つて、こがの水よ煽つたアす。「ありがたいく」て唱へでゞ。箕ちものア、おらア辺でア、大事だもんだア、わらシアどア、遊んでれ、庭さ置いだ箕さ這入つても「こらア、このわらシア、箕さ這入れば、火事の時ア、家がら出はれないんだア」てへるほどだすけアいね。とゞこさまよも煽るアアす。

ほんたうアかげさるてへたら、とゞこさまア、暗くなるすけアいね「病まさる」のだちす。人間の代りね病まさるのたて、むがし年

寄どアへつたもんだす。それよ楽ねして上げ申すべしてやんさど煽るんだアす。はア、眼ア見えないすけアいね、明日アやれないがも知らないアア。八十ねもなるんだア。「かげさる」後前ア、七十五日てへるアす。お天気アよくないてへるアす。へでも今年ア、出穂さかゞらないほどね、世中ごとア心配アないす。出穂さかゞれば、世中ごとア宜くないもんだてへるアす。

ほんに、とゞこさまの事だすけアいね。どうやしてもあつただね、暗くかゞるんだア。 (田面木の山田りよさんの話。六月十八日)⁽⁷⁾

方言を写そうとした記述のために一読しても分かりにくいのが、日蝕に際して、桶に水を汲み、箕であおいだというのである。その理由として、太陽が人間の代わりに病んでくれているのだという説明が加わっていた。関東における伝承とほぼ同じであることがわかる。

同じ「村の話」には「十六日の月」と題された報告もある。

正月十六日と盆の十六日の晩の月を拜んで自分の生命を占ふ風習が今から二十年ばかり前には行はれて居たが、今はもう無い様である。

正月十六日に「わるい病こしない様ネ、わりイ虫ねも刺さされない様ネ、水あたりもしない様ネ」つて拜んだ事は記憶してゐる。

拜んでから自分のかげほつつ(影法師)を人から見てもらつて影が無いと其の人は盆前に死ぬと言はれて居た。

盆の十六日に見て影がないと年前に死ぬと良くあの頃は家族総出で見たものだった。自分が自分の影を見ると死ぬ人でも見えると言はれた。又影のほんやりした人は其の年がかがしいと言つたものだ。

私の祖母のあつた頃は毎年か、さず盆と正月の十六日には戸外に出て月を拜んだ。又此の晩は人の影を踏む事は、とても忌まれたも

のだった。⁽⁸⁾

文中の「私」は報告者である神代漢水で、八戸郷土研究会に属し、「村の話」の有力な執筆者の一人であった。この記事は昭和十一年のものであるから、「二十年ばかり前」は大正期のことであろう。正月十六日と盆の十六日の月を拝み、自分の影を見てもらい、影がないと半年のうち死ぬ、といい、また、この晩に他人の影を踏むことを忌んだというのである。

同じような報告は岩手県の『花巻市史（民俗篇）』の一月十五日の項に「生命占い 夕食後、月夜の明りに老人が出て我が身の影法師を見る。首のあたりがぼけて見ると今年中に俺が死ぬとか、又よく判然と見えたらまだ死なないなどといった。」⁽⁹⁾とあり、特定の日の月光は、人の未来を占う力も持っていると考えられていたことがうかがえる。日月蝕に限らず、かつて月の光そのものが不思議な感覚をとまっていたのである。そしてこの伝承もある程度の広がりを持っていたらしい。

三 昔話「首のない影」の前提

こうした月光の伝承で想起されるのは、岩倉市郎編『喜界島昔話集』（一九四三年）に収められた「首のない影」と題された話である。この話では、妻と間男の悪だくみを二十三夜の月に自分の影法師に首がないことから察知することができたと語られている。ここから南島でも特定の日の月光によって運命を知ることができると考えられていたことがうかがえる。その冒頭部を以下に引いておこう。

有りたる事ぬー。

まだ妻を貰ったばかりの若い男が、親戚の家で二十三夜様を拝ん

で、お月様も大分上ったので家へ帰って来ると、地に映っている自分の影法師に首がない。見間違でないかと思つてよく見るが、どうしても首から上が切落した様になくなっている。ハゴーカー（嫌な）事もあるものだ、何はともあれ占者の処へ行つて、わけを取ん出させて見なければならんと、家へは戻らずにその足で占者を訪ねて、占をさせて見た処が、占者の言つた事には、汝の一番愛さん者（愛する……連体形）に弓を張れという事であった。（後略）⁽¹⁰⁾

ここでは正月十五日の月光ではなく、二十三夜の月光の影で占いをしたことになっている。このタイプの昔話については松浪久子に「首のない影」攷」という論考があり、沖縄県八重山諸島で八月十五夜の年中行事の由来譚として比較的よく語られていることが指摘されている。松浪は、この昔話は本土からの伝播で、奄美諸島では山の神祭りの二十三夜の月待ち行事と結びつき、沖縄諸島では月の信仰の話として八月十五夜の月見の行事と結びついたとしている。⁽¹¹⁾

しかし、この昔話の前提となる月の光の影によって運命が予見できるという信仰に即しているならば、先島と先に見た東北にも日取りは違うものの、よく似た伝承があることになる。日本列島の両端に残っているという分布についても少し重く見る必要があるう。

また、東北地方に戻つて、小正月の晩には雪女が出るという『遠野物語』一〇三番の記事も、この夜が満月の光に照らされるということをもまえて読み直す必要があるう。すなわち、

小正月の夜又は小正月ならずとも冬の満月の夜は、雪女が出て、遊ぶとも云ふ。童子をあまた引連れて来るといへり。里の子ども冬は近辺の丘に行き、櫛遊をして面白さのあまり夜になることあり。

十五日の夜に限り、雪女が出るから早く帰れと戒めらるゝは常のことなり。されど雪女を見たりと云ふ者は少なし。⁽¹²⁾

というのは満月の光のもとでの幻想なのであった。こうした小正月の行事や伝承が満月を意識して受け継がれてきたことは当然のようであるが、改めて、月の光を浴びながら行なわれること、あるいは明るい月光が行事の構成要素として重要であることは意識しなおされていいことだと思われる。

四 月夜の行事

小野重朗の『十五夜綱引の研究』は南日本の綱引行事に関する優れた研究であるが、その日取りは多くは八月の十五夜で、他にも九月の十三夜、正月の十五日などに行なわれており、ここでは「十五夜の月が明るければ、或いは十五夜綱引きが盛大だ」と豊作になる伝承があることが述べられている。⁽¹³⁾

行事に際して月光を気にするのは、月の出を待って綱引きがはじめられることになっていたのである。こうした行事に用いられる綱はあらかじめ準備されて、月がよく照らす木の枝に巻きつけておく場合が多い。鹿児島県肝属郡佐多町伊座敷、上ノ園では「大きな松の木の月のよくさす枝に蛇が巻きついているように巻きつけておく」という。また、「(綱が) 出来上ると月のよく射す道に運びだして蛇のトグロのように巻きあげておき、十五夜の月が昇ると十五歳の男の子を一人ずつその中に入れて月を拜ませる」として、月光が行事の執行に必要な環境もしくは条件のように感じられていたのである。

また田中宣一は「陽暦採用時の抵抗」という報告で鹿児島県肝属郡佐多町辺塚の正月の柴祭の日取りが陽暦に改められる際に「真暗な中で柴

祭を行なうべき一月初旬に、陽暦では皎々と月の照っていることも考えられる、それで神の祟りがあっても自分たちは責任を負えない」という強い反対があったことを述べている。⁽¹⁶⁾ここでは、逆に月の光のもとで祭を執行することへの違和感がかつては強くあったことを細やかにすく上げています。

こうした行事の執行と月の光の様子やその有無はかつては強く意識されていたのである。それは行事が月齢とむすびついていた旧暦を基準に行なわれてきたことから当然であるが、そうした暦にもとづいて行事を行なう基盤に月とその光に関する感覚や意識があったと考えるべきであろう。類似の感覚が行事や儀礼にもなつて伝えられていることは少なくないと思われる。引き続き、注意していきたい。

五 古典における月光

最後にかなり位相が異なることを承知で、古典文学における月の光の描写にも注意しておきたい。管見の限りでは『竹取物語』の末尾近くの「月の顔見るは、忌むこと」という言葉や、『更級日記』で寝ている幼児の顔に月光が当たることを「ゆゆしく」思う記述などがすぐに思い浮かぶ。よく知られている『竹取物語』を確認しよう。

かやうに、御心をたがひに慰め給ほどに、三年ばかりありて、春のはじめより、かぐや姫月のおもしろく出たるを見て、常よりも、物思ひたるさま也。ある人の、

「月の顔見るは、忌むこと」

と制しけれ共、とますれば、人間にも月を見ては、いみじく泣き給ふ。⁽¹⁷⁾

やがては月に帰らねばならぬかぐや姫の運命を知っていると、月を見ることに意味を見出すことは難しくないが、物語の流れからすれば、周囲にはそうした結末はまだわからない。当時の貴族たちが、月の光に良いイメージを持つてはいなかったことをふまえての叙述といえるだろう。

この箇所について、古典全集の類を参照すると、例えば阪倉篤義は『後撰集』や『源氏物語』（宿木）における月を見るのを忌むという表現の指摘に加えて、「現在北方民族の間にも、月光を顔に受けたままで寝ることを非常に忌む風習があるそうである⁽¹⁸⁾」と民族誌の典拠を示さないままの注記を施している。片桐洋一は『白氏文集』「内ニ贈ル」や『伊勢物語』八八段を参照し「このように理知的なものと土俗の民間信仰的なものが入りまじって、月を見るのは不吉という観念ができあがったのであろう」とする⁽¹⁹⁾。

野口元大はこの「月の顔見るは忌むこと」はかなり厳しい禁忌だったとし、「土俗的信仰の暗示力が徐々に力を失ってきた平安期貴族社会の中で、その本源的根柢が忘れられながら習俗としての禁忌が残存し、やがてそれまでが破られがちになったとき」に言葉として発せられたと述べている⁽²⁰⁾。貴族社会における禁忌とその表出という点で、民俗の意識とはいささか次元が異なるが、こうした記述や表現にも注意が必要であろう。

おわりに―今後の課題

こうした伝承をふまえると、日月蝕の光が妖光であるとして忌まれたり、日月の病であり、地上の人間の病との関連を云々したりすることと、こうした折目の月光がはらんでいるある種の力のようなものへの意識が、広く列島の民俗文化の基底にあつたらしい。歴史研究によって注意された日月蝕とそれに対する対応はこうした基盤を持つていたのであつた。そしてこうした日月蝕や月の光をめぐる独自の感覚を伝承資料を読むと

きにもふまねばならないのだろう。

ここでは文字通りの管見の範囲での資料の提示と確認にとどまったが、なお検討すべき資料は少なくないと思われる。例えば、佐々木長生によると近世の農業知識をまとめた優れた農書として知られる『会津農書』の伝本のなかには「月夜立」として、闇夜に花を咲かせると実がよくなる、という記事があるという⁽²¹⁾。逆に月夜は咲く花によくない影響があるということを含意しているであろう。

農書には陰陽説や五行説を軸に整理、理論化を志向する場合が少なくないことはこの記事に着目した佐々木の指摘するところでもある。第一節で見たとように、佐藤広が指摘したW・グリフィスの『明治日本体験記』の第十一章「生活の中の慣習と迷信」では、日月蝕の記事の前後に、日の吉凶や鬼門、厄年、夢占いに関する記事もある。こうした記事のものには陰陽道的な知識を日常生活に適応させることを意識した大雑書の類とのかかわりがあるのかもしれない。ここでとりあげてきた問題について、そうした書物に記された知識も探っていく必要もあろう。一例を挙げると、一枚刷りの『萬寶永代大雑書』（寛政七年・一七九五）には「日そくは月の光におされ月そくは日の光におさるる大悪日也」とあって、日月蝕の位置づけはともかく、悪日であるという位置づけは確認できる。こうした記述がどういった道筋でなされるに至ったかは、なお慎重に類似関連する史資料を求めると考えられる。本稿はとりあえずそうした問題を登録して終わることとしたい。諸賢の御教示を賜うことができれば幸いである。

注

(1) 黒田日出男「こもる・つつむ・かくす―王の身体をめぐる―」（『王の身体・王の肖像』、平凡社、一九九三年）、一七―三四頁。

(2) 湯浅吉美「『吾妻鏡』に見る日蝕記事の検証―東国武家社会における日蝕

の扱い―」(『暦と天文の古代中世史』、吉川弘文館、二〇〇九年、二六一―二八六頁)、同「中世びとの月蝕観―『玉葉』と『吾妻鏡』の記事から見えて―」(『埼玉学園大学紀要(人間学部篇)』一〇号、二〇一七年、六三―七六頁)等を参照。後者については榎本直樹氏に御教示いただいた。明記して感謝申し上げる。

(3) 内田武志『星の方言と民俗』(岩崎美術社、一九七三年)、三六九頁。
(4) 佐藤広『太陽と月への心―日蝕・月蝕の伝承―』(『八王子の民俗』、揺籃社、一九九五年、九九―一〇三頁)。

(5) W・グリフィス(山下英一訳)『明治日本体験記』(平凡社東洋文庫430、一九八四年)、一七二頁。

(6) 群馬県教育委員会編『高崎市東部地区の民俗』(一九七八年)、一〇五頁。

(7) 青森県史編さん室編『奥南新報「村の話」集成(下)』(青森県史編さん室、一九九八年)、七〇―七一頁。なお、原文は振り仮名が丁寧な施されているが、引用にあたってはそれを省いた。「村の話」については以下同じ。

(8) 青森県史編さん室編『奥南新報「村の話」集成(下)』(青森県史編さん室、一九九八年)、五九頁。

(9) 『花巻市史(民俗篇)』(花巻市教育委員会、一九六六年)、五四頁。

(10) 岩倉市郎『喜界島昔話集』(一九四三年初刊、三省堂、一九七四年)、一六〇頁。

(11) 松浪久子『首のない影』攷(初出一九七九年、福田晃編『日本昔話研究集成④昔話の形態』、名著出版、一九八四年)、二五三頁。

(12) 柳田國男『遠野物語』(一九一〇年初刊、「柳田國男全集(第二卷)」、筑摩書房、一九九七年)、四六頁。

(13) 小野重朗『十五夜綱引の研究』(慶友社、一九七二年)、一八八頁。具体的な事例としては熊本県天草郡倉町宮田、大宮田では「十五夜の月がでると十五歳の子供頭を一人その(綱引きに用いる綱を巻いた―引用者注)中に入らせて月を拝ませる。:(中略) …その夜の月が明るく輝けば来年の麦の出来がよいという。」(同書、一一二頁)などが注目される。

(14) 前掲注(13) 小野著書、四五頁。

(15) 前掲注(13) 小野著書、一一四頁。

(16) 田中宣一『陽暦採用時の抵抗』(『民俗学論叢』創刊号、一九七九年)、三一頁。

(17) 堀内秀晃・秋山慶校注『新日本古典文学大系17 竹取物語 伊勢物語』(岩波書店、一九九七年)、五九―六〇頁。

(18) 阪倉篤義ほか校注『日本古典文学大系9 竹取物語 伊勢物語 大和物語』(岩波書店、一九五七年)、補注、七六頁。

(19) 片桐洋一ほか校注・訳『新編日本古典文学全集12 竹取物語 伊勢物語 大和物語 平中物語』(小学館、一九九四年)、六三頁頭注。

(20) 野口元大『解説―伝承から文学への飛躍―』(『新潮日本古典集成・竹取物語』、新潮社、一九七九年)、九九頁。

(21) 佐々木長生『会津農書』下巻にみる農業技術と民俗―寛延元年・文化十二年写を中心に―(『福島県立博物館紀要』二〇号、二〇〇六年)、一一九―一二〇頁。この論考の記述も榎本直樹氏から御教示を受けた。明記して謝意を表す。

【追記】校正時までには小野重朗「イロについて―日光・月光を畏れる民俗―」(初出一九七九年、『南日本の民俗文化』、法政大学出版局、一九九〇年)に気づいた。ここでは主として通過儀礼と日光との関係について論じられている。この論もふまえて再考を期したい。

神輿渡御と中世武士本拠

―安芸国沼田荘故地の神輿渡御が表象する歴史性―

渡 邊 浩 貴

はじめに

祭神を祀る氏子圏域や村落・市街などの領域を巡行する神輿渡御が、神社・祭神と地域社会との間で結ばれる社会関係の確認と表象をする儀礼であることは、これまで指摘がされている。¹⁾最近では、時代変遷に伴いながら現代社会での神輿やその渡御に付与される意義の内容や変化に関心が集まるが、²⁾それでも神輿渡御の様相を適時的に復元し、祭から地域における歴史的な政治権力との相関関係や宗教秩序の実態を別出する作業もやはり重要である。³⁾

例えば中世では、京都の著名な都市祭祀である祇園会について、神輿渡御の巡行ルートが室町・戦国期から江戸期にかけて大きな変更がなく、かつ渡御の次第が戦国期の祇園会を取り巻く社会状況に規定されていたことが知られる。⁽⁴⁾ また都市鎌倉では現在、山ノ内の八雲神社と山崎の北野神社から各々神輿が巡行し契りを交わす「出合いの儀神事」が毎年行われている。八雲神社の神輿が、建長寺・円覚寺など鎌倉幕府主要寺院を巡り、さらに巡行ルートがかつて中世都市鎌倉の北側境界の地「山内」「巨福呂坂」周辺にあたるため、中世まで遡りうる都市鎌倉の境界儀礼として注目される。⁽⁵⁾

こうした中世都市の領域性・境界性やテリトリーの現認行為と密接に関わる神輿渡御の事例は、これまでいくつか研究が提出されているものの、中世における荘園や公領、鎌倉御家人などの武士本拠、さらには村落での神輿渡御を事例とした検討は管見の限りほとんど見出せない。⁽⁶⁾ しかし、神輿渡御あるいは神輿渡御が象徴となつて歴史的な社会関係の確認と表象を果たす場所は、決して中世都市だけではなからう。

そこで本稿は、かつて中世荘園の故地蓮華王院領安芸国沼田荘にあたる、広島県三原市本郷町の橘神社と同市沼田東町の小片島神社の、神輿の行き会い神事の事例を取り上げることで、地域社会における神輿渡御の事例を付け加えようと試みるものである。⁽⁷⁾ 沼田荘をフィールドに、神輿渡御とそこで表象される歴史的な社会関係の実相を、現地調査で得られた聞き書きや文献史料を用いながら明らかにしていきたい。

一、神輿が出会う―橘神社と小片島神社の神輿渡御―

(1) 現況の橘神社・小片島神社での神輿渡御

橘神社宮司千日家での聞き書きによれば、毎年一〇月の第一日曜日に実施される橘神社の例大祭は、同社の氏子圏域のなかを神輿三基が巡行

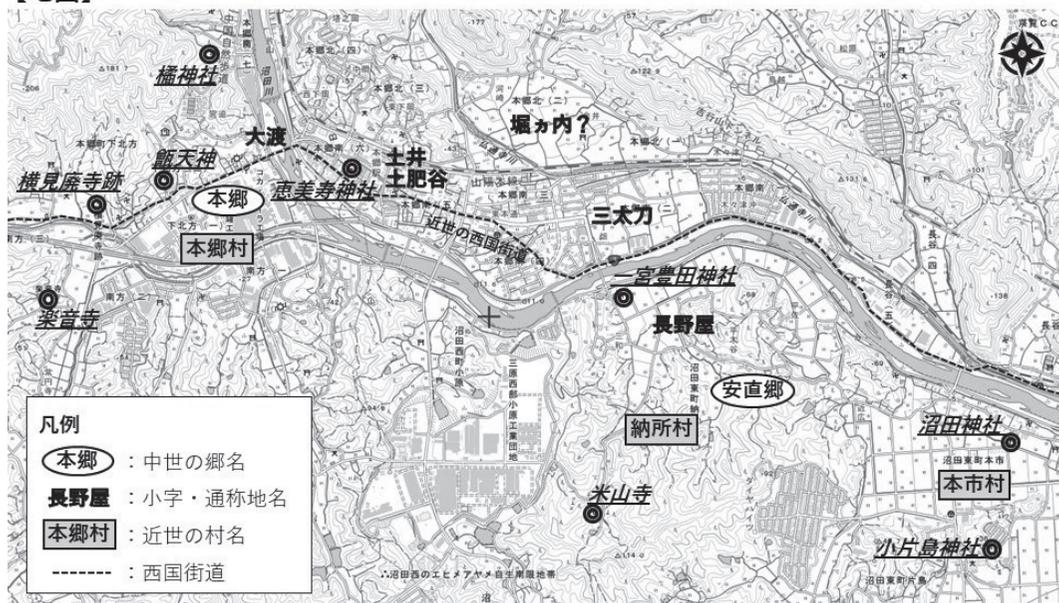
するもので、氏子圏域は大字本郷（本郷村全域）と大字下北方の小字「原市」を含むものだった（現在、原市は氏子に入っていないとい⁽⁸⁾う）。

現在の巡行は、朝に例大祭が開始された後に神社から神輿三基が出発し、沼田川に架かる大渡を越え、恵美寿神社などが並ぶ西国街道（旧山陽道）を通過し、沼田川左岸に平行するように下流の納所橋付近にある御旅所（小字「三太刀」）へ至る（以下【地図】参照）。御旅所が設けられた小字「三太刀」の地は橘神社領の飛び地がある場所で、御旅所で三基の神輿を並べて神事を行った後は、大字本郷を反時計回りに巡り各戸から花を集めて神社へと戻り、例大祭は終了する。

橘神社の例大祭は、もともと沼田東町の小片島神社の例大祭と同日であり、かつては各神社から巡行する神輿の行き会いがあった。この行き会いを伴う神輿渡御は、式日が一〇月五日だったところ、明治時代に暦が太陽暦へと移り変わるなかで小片島神社の例大祭が一〇月一日に変更してしまつたため日程が合わず、神輿の行き会いはなくなつてしまつたという。一方の小片島神社では毎年一〇月の第四日曜日に例大祭が行われ、こちらも三基の神輿渡御を伴う。沼田東町全域に沼田西町惣定地区を加えた規模の祭礼で、御旅所に三基の神輿で巡行した後に神社へ戻り終了する。行き会いがあった頃は、小片島神社からも神輿三基が出発し、小字「三太刀」にて行き会い神事をし、御幣がどれだけ上がったか、御旅所で風がどれだけ高く上がったかなど、両者で競い合つていたという。しかしすでに神輿渡御での行き会いはなく、橘神社（本郷）と小片島神社（片島）との日常的な付き合いも現在は失われている。

沼田荘は安芸国小早川氏が鎌倉前期に西遷御家人として進出して以来、戦国期まで領主支配を維持した地である。小早川氏（その祖土肥氏）の居館伝承地に三太刀山と称される小高い丘が沼田川左岸にあり（芸藩

【地図】



※ベースマップは地理院地図（淡色地図）を使用

通志』、ちょうどその場所は小字「三太刀」付近に比定される。ただし現地調査の成果によれば、かつて石井進は小字「三太刀」よりも沼田川左岸の北方で仏通寺川から北側にある丘陵部に小字「堀カ内」が見いだされるため（現在の所在は不詳）、小早川氏の居館地を当地に推定し、近年では館鼻誠らが仏通寺川右岸の河岸段丘面（ゆえに小字「塔ノ岡」といった高低差を示す字も残る）に立地する小字「土肥谷」（現本郷小学校周辺）を見だし、『芸藩通志』にも近世の通称地名で「土井上」が同地にあることから、当該地を居館地として有力視する¹⁰⁾。いずれにせよ、本郷地区の沼田川左岸地域が小早川氏の本拠空間として位置づけられ、「三太刀」も同氏が有する複数の拠点の一つであったのかもしれない。

かかる点を踏まえるに、この神輿渡御の御旅所が小字「三太刀」に設けられていることは、この儀礼があるいは領主小早川氏にまつわる祭と捉えられる可能性もあるが、果たしてどうだろうか。

（2）近世氏神祭での神輿渡御と行き会

近世後期における橘神社と小片島神社では神輿の行き会が行われていた。次の史料を見てみよう。

【史料1】「国郡志御用二付下しらへ書出帳（文政二年豊田郡納所村）」（抜粋）¹¹⁾

氏神祭者八月十四日・十五日休日、尤氏神八片島村八幡宮也、当村^{（納所村）}長野屋^{（現本郷）}に御旅所を調、十五日御輿三體御幸有、又本郷村橘社八幡宮御輿三體同所へ御幸有テ、出会之祭式ハ神秘故書略す、右両社附之神主・社人・社僧ハ勿論、氏下庄屋不残馬上^{（流馬）}ニ而供奉す、小片島社氏下村々之内より鬮取^{（流馬）}ニ而滴流馬馬四疋を出し、御旅所之馬場^{（流馬）}ニ而的を立置、かけ馬乗セ申候、此式終^{（流馬）}而双方神主・社僧立会神事行事

仕候、

【史料2】「国郡志御編集下しらへ書出帖（文政二年豊田本郷村）」（抜粋）¹²

祭者八月十三日昼より十四日・十五日、村内家業を休ミ老若社参仕、十四日^二者社頭^三而白湯神事神託を奏シ、又氏下五ヶ村^{本郷村・船木村・上北方村・下北方村・善入寺}

より馬沓疋轆沓本を出し、馬場^二而流鏑馬九度乗、内三度ハ的射之古例あり、十五日暁天に神輿を大川堤へ渡御在て、年番^{本郷村・船木村・上北方村・下北方村・善入寺}

納所村御旅所へ御幸ありて、神輿・神器之駕輿丁八年番之村方出す、

供奉ハ当村神主舟木村・下北方村社人官服ニて馬上す、五ヶ村庄屋ハ麻上下を着し馬上す、年番之村に^者子供之俄芸か又^者軽き通り物

或ハ五人組一組ニて轆沓本ツ、献する事もあり、御旅所^二而小片島八幡宮之神輿出合^三而御酒・神膳等献、両宮之社人幣を持出幣合^セ与

申神事あり、神秘故略、此式終^而流鏑馬を乗り^而還御あり、

【史料1】は片島村八幡宮（現小片島神社）の八月一日・一日を

式日とする氏神祭に関する近世の記述内容である。同八幡宮を氏神とする村落は納所・七宝・小原・松江・末光（旧井迫郷）が確認でき（いず

れも「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳」、納所以下から松江までの四ヶ村はかつて沼田川下流の干拓地である中世安直郷（納所・小原・松江・

総定・本市・七宝・片島・末広）を構成していた（『芸藩通志』）。片島村八幡宮は旧安直郷地域の氏神として信仰されたのだろう。その八幡宮

は【史料1】によれば、三基の神輿が渡御し、「長野屋」という場所に設けられた御旅所へ向かい、本郷村から渡御してきた橋社八幡宮（現橋

神社）と当地で行き会い神事を催す。その詳細は、さらに【史料2】に詳しく、橋社八幡宮は氏子圏域に本郷・船木・上北方・下北方・善入寺

の五ヶ村を含み、中世では本郷・船木郷・梨羽郷（上北方・下北方・善

入寺（いずれも『芸藩通志』）を中心に沼田荘の中核的地域だった。同じく八月一日・一日を式日に大川堤を経て氏子の村々を巡行し、一度大川堤を経由して納所村にある御旅所（「長野屋」）に至る。御旅所では幣合わせという神事があり、流鏑馬も行われた後に終了する。

【史料1】に登場する地名「長野屋」とは納所橋を渡り現在も沼田川右岸に接続する地に小字として残る地名である（『芸藩通志』）。付近には豊田郡鎮守である一宮豊田神社があり、同地から南へ深い谷戸を進むと小早川氏が建立した氏寺米山寺がある。御旅所の場所は現在の沼田川左岸ではなく、右岸の「長野屋」に、しかも郡鎮守の付近にあることに注意を払いたい。またそれぞれの神社の氏子圏域を斟酌するに、中世莊園である沼田荘のなかで、豊田郡を構成する沼田本郷・船木郷・梨羽郷・安直郷を領域に含みながら神輿渡御が催行されている。これらの郷は「和名類聚抄」に出現する古代律令以来の郷名とほぼ一致する（ただし真良郷だけは未登場）。

沼田荘の形成時期は少なくとも平安後期とされ、西遷御家人小早川氏の進出は鎌倉前期であり、立荘当時は沼田郡（豊田郡の前身）の開発領主沼田氏の所領であった。本稿で取り上げる小片島神社は元慶年間（八七七〜八八五）の創建とされる郡内の古社で、同社は元慶年間に本郷村にある橋八幡（現在の橋神社）へ勧請されたという（『芸藩通志』）。さらに橋神社は「沼田次郎より、七十五貫の地を寄附」（『同』）と記され、この沼田次郎は、治承・寿永の内乱で当初源氏方で参戦しながら、後に平教経に降伏して平家方となっている（覚一本『平家物語』）。現在の橋神社に伝世する女神像は平安期制作の神像であると考えられ¹³、同社の創建年代の古さを物語る。加えて、本郷町下北方にある高木山城跡は、南北朝期に当地を訪れた今川了俊に「平家の世に、沼田の某とかや籠りけるを、教経の朝臣の、攻め落としける所と申めり」（『道行きぶり』）

とあるため、開発領主沼田氏の本拠地が橘神社周辺にあったことになる。周辺には古代寺院遺構の横見庵寺跡や安芸国神明帳に記載される甌天神（『芸藩通志』）も所在し、沼田氏の拠点的性格が窺われる立地環境となっている。橘神社の外護者を開発領主沼田氏とする近世由緒の記述内容は、一定の事実を反映しているのである。

そうなれば、先に紹介した橘神社と小片島神社が一宮豊田神社の膝下で行き会う神輿渡御は、小早川氏よりも遡る沼田郡の開発領主沼田氏と関連する祭である可能性が浮上しよう。次章ではさらに在来の開発領主沼田氏と神輿渡御関連地域との関わりについて検討を加えてみたい。

二、開発領主沼田氏の宗教秩序

（1）沼田氏の開発と霊場

沼田氏は、氏寺楽音寺（梨羽郷）の縁起によると承平・天慶の乱で藤原純友追討で功績のある藤原倫実の子孫を称し、倫実が軍功によって拝領した沼田七郷を知行する一族であるという¹⁵。沼田氏所領は平家方についたことで没官領となり、代わって土肥（小早川）遠平が沼田荘地頭職を獲得するが、同荘での領主支配が進展するのは孫茂平の時期からである。

【史料3】嘉禎四年（一二三八）十一月一日「一条入道太政大臣（西園寺公経）家政所下文案写」¹⁷

一条入道太政大臣家政所下

安芸国沼田荘官・百姓等、可令早以当荘内塩入荒野、遂開発、為不断念仏堂仏餉灯油并修理料田事、

右、件堂為奉資代々、將軍御菩提、建立念仏堂、以塩入荒野、可為仏餉灯油料之由、地頭美作守茂平朝臣所申請也、且於有莊田古作之跡者、雖段歩、不可被免許、早任申請之旨、以彼荒野遂開発、可為

仏餉灯油修理料也、向後更不可有牢籠之状、所仰如件、荘官・百姓等宜承知、不違失、故下、

嘉禎四年十一月十一日

大從左衛門丞惟宗

令前大和守大江朝臣

別当主執頭革博士三善朝臣

（押紙）算博士歟

【史料3】は小早川茂平が沼田荘領家の西園寺公経に、將軍家菩提を弔うために「不断念仏堂」（後の米山寺）を建立し、その費用を賄う寺田として「塩入荒野」（沼田荘安直郷）の開発を申請し承認を得たものである。小早川氏による安直郷での干拓開発事業を示す史料であるが、波線部「且於有莊田古作之跡者、雖段歩、不可被免許」に注目すると、茂平が開発の申請をする以前に「莊田古作之跡」という従来から安直郷で開発されていた耕作地が存在していたことが分かる。本件では、かかる既存の耕地を茂平の開発地に含むことが禁じられている。すなわち、沼田荘安直郷の干潟地域は地頭小早川氏が転入してくる以前から、すでに開発の手が入っていたことになる¹⁸。それは開発領主沼田氏の手によるもので間違いなからう。

さらに、安直郷には沼田氏と関わる霊場が存在したことが窺える。米山寺所蔵の近世縁起を見てみよう。

【史料4】『東廬山米山寺由来記』（抜粋）¹⁹

夫れ當山ハ仁平三癸酉年、誓願禪師の開闢にして、一乘圓頓の妙法を傳へ中道實相の宗旨を開闡せられし霊場なり、爾しより歴世相續すること十二代なり、然るに頃は文治三丁未年、土肥次郎實平公西國の探題として當國に下向して、沼田庄高山に居住し給ふ、建保の始實平入道し給ひて、當山に就ひて一乘圓頓の戒法を稟給ふとなり、其後承久二辛未年實平公逝去し給て、遺骸を當山に送葬すといへり、

又嘉禎元乙未年小早川美作守茂平公諸伽藍を建立し、先候の牌を安置して仁祠となす、同四年戊戌年十一月十一日一條入道大政大臣家政所の下文を頂戴し同年改元の歳なり、

傍線部は先の【史料3】の史料に対応した由緒であるが、小早川氏西遷以前の記述にあたる波線部では、すでに仁平三年（一一五三）の時点で小早川氏の「不断念仏堂」（後の米山寺）の創設に先行して、安直郷内に天台宗の「霊場」が開かれていた。安直郷が開発領主沼田氏の所領であるため、この既存「霊場」の形成にも同氏が関与していたこととなる。この霊場に小早川氏が進出し、茂平の時期に家祖土肥実平との由緒が創出され、同氏の宗教拠点である氏寺米山寺が創建されたのである。²⁰

神興渡御で御旅所が置かれた地は納所村の小字「長野屋」であり、この場所はちょうど現在の米山寺がある谷戸から出口に向けて北上した先の沼田川右岸部にあたる。米山寺の場所や納所村を含む安直郷の塩入干拓地が、如上の考察より、すべて開発領主沼田氏の領支配地域に含まれていたのである。

(2) 郡郷の宗教秩序と流通拠点

納所村にある郡鎮守の一宮豊田神社は建長四年（一二五二）の沼田本荘の検注で「一宮三丁七反」と登場しており、²¹その由緒は「勧請のはじめ、詳ならず、或云、土肥次郎実平、勧請す」（『芸藩通志』）とされる。しかし、前節で見たように、沼田荘の獲得はそもそも実平子息の遠平の時期であり、さらに領支配の進展は茂平の時期からである。既存の「霊場」へ小早川茂平の段階で家祖土肥実平にまつわる由緒が創造され、当地に氏寺米山寺が建立された点を勘案すると、一宮豊田神社の勧請を土肥実平とする由緒は、こうした小早川氏による由緒創造の一連の動き

のなかに位置づけられよう。一宮豊田神社がいつこの地から勧請されてきたことは事実かもしれないが、土肥実平の勧請とする所伝は直截に信じることはできない。

郡鎮守一宮豊田神社では正和三年（一一三二）五月一日に、修正会が催されている。沼田氏の氏寺楽音寺僧より唄師を定月房、散花を乗圓房、神明帳の読み上げを明道房など多数参加して勤めており、一宮での修正会は同寺が主導する祭祀であることが窺える。また「牛玉導師一人」を提供して加わる養沼寺（後に東禅寺と称す）は沼田荘領家側と関わりが密接で、在来勢力である預所橋氏や弁海名の名玉源氏一族の宗教拠点でもあった。²²修正会について井原今朝男は、院政期頃に郡内神社から特定神社を「一宮」「二宮」と定めて国司による参拝を国鎮守・郡鎮守に限定し、修正会など特定の護国法会だけを実施しつつ、郡内神社はそれぞれの在庁官人らに管理をまかせていったと指摘している。²³右の事例は、いずれも開発領主沼田氏とゆかりのある在来勢力であることから、神明帳の読み上げもかつては在庁官人の参加の上で郡内神社の名簿が読み上げられたのであろう。一宮豊田神社での修正会も沼田郡の開発領主・在庁官人など、在来勢力によつて営まれた祭祀だったと推定される。

さらに、安直郷にある本市村の鎮守祇園社（現沼田神社）は、先の建長四年の沼田本荘の検注に登場する「崇道天王」に比定されている。²⁴本市村は沼田川下流右岸部の微高地上に立地し、【史料1】での小早川氏による塩入荒野の干拓開発事業の結果、南北朝期になると「安直方潟嶋新田」などの耕地化が進展し、「沼田市庭」という町場も見える。²⁵本市村での町場の初見史料は応長二年（一一三二）二月四日「四郎太郎友氏嫡子孫六連署売券写」に登場する「ぬたのいち」で、²⁶南北に「大道」が二本平行して通り、その間を「小路」が接続する景観を有したことが

知られる⁽³⁰⁾。その中心が鎮守祇園社であった。

ただし、【史料1】【史料2】の記述ではすでに小早川氏の進出以前の時期に、開発領主沼田氏による耕地開発や霊場形成があったことを想起すれば、かかる町場の形成も小早川氏以前の可能性が高まろう。事実、先の「崇道天王」に関して、中国地方に点在する崇道社の分布が古代官衙所在地と符合するという指摘が出されている⁽³¹⁾。安直郷における古代官衙遺構は現時点で未詳であるものの、開発領主沼田氏の拠点が安直郷、とくに本市周辺にもあったと仮定するならば、なぜ「霊場」が沼田氏の本拠地とされる沼田本郷の高木城付近から離れた安直郷内の納所村に形成されていたのかという疑問にも合点がゆく。立地環境も本市村の崇道天王（祇園社、旧沼田神社）、片島村の小片島神社から見ると、「霊場」は安直郷の聖地だった可能性が高く、それゆえ同郷の西方に設定されたのである⁽³²⁾。

当然ながら、本稿で扱う橘神社と小片島神社の行き会いを伴う神輿渡御がいったいいつから始まったのか、その明確な時期を示す文献史料は見当たらず、少なくとも近世後期には成立していたことだけは確かである。しかし、如上の考証を踏まえるならば、当該地で催される神輿渡御には、まさに開発領主沼田氏の本拠あるいは拠点を結びつけ、沼田郡の領有を現認し象徴するという当該地域の歴史性が投影されていると評価できよう。そうした郡内支配を表象する儀礼（祭）が、神輿渡御として近世そして現代まで形を変えつつ継承されてきたものと考えられる。勿論、沼田氏は治承・寿永の内乱の結果没落してしまいが、それでも沼田氏の氏寺楽音寺の寺僧集団や領家側の預所橘氏、弁海名主の源氏一族などの在来勢力は存続している。西遷御家人小早川氏の進出があっても、沼田郡での古代以来の郡内儀礼としてその支配と秩序を表す儀礼は、そ

の後も存続し続けていったのである。

おわりに

本稿では、中世荘園の故地蓮華王院領安芸沼田荘をフィールドに、広島県三原市本郷町の橘神社と同市沼田東町の小片島神社の神輿渡御の事例を歴史民俗的に分析し、祭が表象する地域社会における宗教秩序の実相を検討してきた。その結果、神輿渡御が旧沼田郡とかつての開発領主沼田氏にまつわる本拠あるいは拠点と関連のある地で催されていることを明らかにし、神輿渡御の巡行ルートに、古代以来の郡内儀礼が投影されていることを指摘した。神輿渡御という近世民俗行事の形成には、それを規定する歴史的条件が存在しており、本稿では古代・中世に形作られてきた当該地域の歴史性とその影響を抉出し得たものと考ええる。

さて、外来領主小早川氏は既存「霊場」に米山寺を建立し土肥実平の由緒を喧伝するなど、在来領主沼田氏の支配の記憶を塗り替えるようにして当該地に進出してきた⁽³³⁾。しかしそれでも、沼田荘内には多くの在来勢力が存立していたため、神輿渡御が現代まで連続してきたことから分かるように、本稿で明らかとした郡内儀礼を象徴する祭祀を小早川氏は改変することはできなかったであろう。いやむしろ小早川氏は、既存の郡内秩序を追認し、それに覆い被さりながら領主支配を展開することなしには存在できなかったものと考えられる。本稿で取り上げた神輿渡御に象徴される歴史性の模様は、西遷御家人が進出先の既存宗教秩序との間で築く、支配・従属関係などと単純には割り切れない複雑な実態を示すものであろう。

暦応三年（一三四〇）、小早川宣平は自身の被官人が「御館の邊」を離れて沼田市に居住し、あるいは屋敷を得たり市場住人と姻戚関係を持つことを禁じているが、この「御館」とはまさに神輿渡御の御旅所の川

を挟んだ対岸にある小字「三太刀」の地を示すのではないか。西遷当初の小早川氏の本拠は、先行研究が示すとおり丘陵部の小字「土肥谷」（本郷小学校付近）やあるいは小字「堀力内」の地などの谷戸田開発を中心とする丘陵部舌状地に比定できるのかもしれないが、その後に来山寺の建立や安直郷の耕地開発、沼田市庭が発展したことを勘案すると、複数の拠点を同氏が沼田本郷内に持ち、一部が沼田市周縁にあっても不思議ではなからう。西国街道（旧山陽道）の交通路上に立地しかつ神輿渡御の巡行ルート上にある小字「三太刀」（御館カ）という拠点を有することで、積極的に沼田川下流域の町場に関与するとともに、本稿で示した郡内儀礼に表徴される宗教秩序体系に外来領主たる小早川氏が親和的に関わりうとしたと考えるのは、想像に過ぎるであろうか。

注

- (1) 藪田稔「祭りと都市社会」（國學院大學日本文化研究所紀要）一三三、一九六九年、宮家準「生活のなかの宗教」（日本放送出版協会、一九八〇年）、池内泰「神奈川県・江の島における天王祭の成立とその背景―祭祀にみる祭祀空間の考察を通じて―」（『人文地理』五八・五、二〇〇六年）、萩谷良太「田宮ばやし」と村落空間―「宿通り」の歴史性を視点に―」（『土浦市立博物館紀要』二六、二〇一六年）など。また神輿渡御を含む祭りの行列に政治性を見出す黒田日出男「中世の行列―見物・政治そして行列―」（『is』三四、一九八六年）もある。
- (2) 例えば三隅貴史「神輿と闘争の民俗学―浅草・三社祭のエスノグラフィ―」（七月社、二〇二三年）など。
- (3) その嚆矢となったのが、久留島浩「近世における祭りの「周辺」」（『歴史評論』四三九、一九八六年）、同「祭祀の空間構造」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ 空間』（東京大学出版会、一九八九年）であった。
- (4) 河内将芳『改訂 祇園祭と戦国京都』（法藏館、二〇二二年（初出二〇〇七年））、川嶋将生「祇園祭―祝祭の京都」（吉川弘文館、二〇一〇年）。その他、本多健一「京都の神社と祭り―千年都市における歴史と空間―」（中公新書、二〇一五年）も参照。
- (5) 特別展示図録『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』（神奈川県立歴史博物館、二〇一八年）。
- (6) 萩谷前掲註（1）論文の他に管見に入ったものに、神輿を荘園領主支配のためのシンボルと捉える高橋修「石清水八幡宮領時代の鞆淵荘」（『週刊朝日百科 日本の国宝』四〇、一九九七年）がある。
- (7) 萩谷前掲註（1）論文では「民俗の形成過程あるいは変化・変容の過程には、その民俗事象を規定する何らかの前提条件がある。（中略）村落空間を歴史資料として把握し、現代の民俗を規定しているひとつの条件として理解することによって、民俗学は村落の歴史的世界を豊かに描くことに貢献できる。地域史研究としての民俗学にとって、村落空間論は欠くことのできない重要な論点であり、現在においても有効な研究視点だといえる。民俗学は村落空間論のもつ可能性を閉じてはいけない」（一九頁）と述べられており、この意見には文献史学の立場である筆者も深く共感する。本稿は氏の提言と課題を共有しながら、安芸国沼田荘のケーススタディとして取り組んだものである。
- (8) 聞き書きは、千日学氏（昭和四〇年生まれ）とその父千日乙三氏（大正一四年生まれ）より得た。乙三氏はもともと広島県東広島市河内町生まれで、昭和二三年に橘神社の宮司を担う千日家へ養子となって入り、同社宮司を平成一七年まで務めた。
- (9) 石井進「安芸国沼田庄調査報告」（『月刊歴史（中世）』三三、一九七二年）、同「日本の歴史―二 中世武士団」（小学館、一九七四年）。
- (10) 館鼻誠・専修大学日本中世史ゼミ「石塔と景観の語る中世―安芸国小早川領を行く③―」（『専修史学』三四、二〇〇三年）。
- (11) 『三原市史 第四巻 資料編Ⅰ』（三原市役所、一九七〇年）。
- (12) 前掲註（11）所収。
- (13) 実際に橘神社所蔵神像群を調査した彫刻史の神野祐太氏よりご教示を得た。
- (14) 『新日本古典文学大系 中世日記紀行集』（岩波書店、一九九〇年）。
- (15) 『鎌倉末期頃成立力』「安芸国沼田庄楽音寺縁起絵巻写」（『広島県史 古代中世資料編四』「楽音寺文書」五九号、および展示図録『安芸国楽音寺―楽音寺縁起絵巻と楽音寺文書の全貌―』（広島県立歴史博物館、一九九六年）。
- (16) 文永三年（一二六六）四月九日「関東下知状」（『大日本古文书家わけ第一―小早川家文書之二―』（小早川家文書）一一五号）。以後、同史料からの引

用は「小早川家文書之〇」〇号（〇は数字）などと略記する。

(17) 『小早川家文書之二』(小早川家証文一) 四号。

(18) この点は、すでに高橋昌明「西国地頭と王朝貴族―安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合―」(同『洛中洛外―京は、花の都、か―』文理閣、二〇一五年(初出一九八一年)・二二九・二三三頁にて指摘されている。

(19) 特別展示図録『仮面絢爛―中世音楽と芸能があらわす世界―』(神奈川県立歴史博物館、二〇二四年)。

(20) この点は、拙稿「安芸国小早川氏の迎講と本拠形成―広島県三原市米山寺所蔵行道面群を手がかりに―」(『民俗芸能研究』七七、二〇二五年掲載予定)を参照されたい。

(21) 建長四年一月日「安芸沼田本荘方正檢注目録写」(『小早川家文書之一』[小早川家証文一]一〇号)。

(22) 「一宮修正会勤行所作人注文」(『広島県史 古代中世資料編四』「墓沼寺文書」六号)。

(23) 乾元二年(一三〇三)四月日「楽音寺座次第規式」(『広島県史 古代中世資料編四』「墓沼寺文書」四号)。

(24) 石井前掲註(9)書『中世武士団』。

(25) 井原今朝男『増補 中世寺院と民衆』(臨川書店、二〇〇九年)。

(26) 『三原市史 第一巻 通史編I』(三原市役所、一九七七年)。

(27) 暦応四年(一三四一)一〇月一〇日「小早川圓照(宣平)讓状写」(『小早川家文書之一』[小早川家証文一]二二二号)。

(28) 文和二年(一三五三)四月二五日「安芸沼田荘市場禁制写」(『小早川家文書之一』[小早川家証文一]二二五号)。

(29) 『広島県史 古代中世資料編四』「墓沼寺文書」五号。

(30) 石井前掲註(9)書『中世武士団』、藤田裕嗣「安芸国沼田荘の市場と瀬戸内流通網」(『歴史地理学』一三六、一九八七号)を参照。

(31) 牛山佳幸『小さき社』の列島史(平凡社、二〇〇〇年)。

(32) 武士本拠における西方浄土を踏まえた聖地形成は、齋藤慎一『中世武士の城』(吉川弘文館、二〇〇六年)に詳しい。

(33) 拙稿前掲註(20)論文。

(34) 暦応三年四月二六日「小早川圓照(宣平)置文案写」(『小早川家文書之一』[小早川家証文一]一九号)。

(「付記」本稿は令和六年度神奈川県立歴史博物館特別展「仮面絢爛―中世音楽と芸能があらわす世界―」(会期…二〇二四年一〇月二六日―二月八日)での広島県三原市内で行った事前調査で得た成果をもとに成稿したものである。また本稿は国立歴史民俗博物館基盤研究「中世日本の地域社会における都市の存立と機能の研究」(研究代表者…田中大喜)で実施した調査成果の一部でもある。祭に関する民俗学の先行研究については、茂木栄氏・鈴木通大氏より御教示を得た。記して御礼申し上げる。

近代の岩船山と田中正造

林 京子

一、田中正造と岩船山

田中正造は栃木県佐野市小中で生まれ、谷中村の鉾毒被害者救済に尽力した政治家で、地元では義人と讃えられている。その田中正造は日記の中で岩船山について触れている。岩船山の南参道を降りて五分ほど歩くと両毛線の岩舟駅に着く。両毛線は東京と谷中村や佐野を結ぶ鉄道であるので、田中正造も両毛線を利用する度に岩船山を間近に見てきたのだった。

史料1 「田中正造日記」⁽¹⁾(明治四五年(一九一二)一月十六日)

○今の政治に今の国民を見る。恰も下野の岩船山の如し。岩舟山ハ奇景の独立山なり。この山より石材出づ。全山皆岩山なり。営業者争つて石材を伐る。山の風致を破るニ頓着なし。政治また然り。争つて天然に疵けまた人心を破るなり。曰く法律、曰く納税、曰く兵役、曰く学文、皆国その物を破りてその物を造ると云ふ。本末を誤りて憚らざるハ現今政治関係の通弊たる当世の大悪事なり。国家、社会、人類の生命を永続せんとせば、断じてこの大誤りを根底より

改め天然の良能を発せしむるの外、果してこれを実行断決するに於てハ、憲法、法律、教育の渾てを全廢して、更天神を基とせる方
法即ち広き憲法を設くべし。誠二天則ニよらば即ち憲法の天二かの
ふを云ふなり。真理を中心とする憲法なり。組織的を法とせるもの
ニあらず。今の如きハ岩船山を崩して千万年の天然力をこぼちて、
一時の利を争ふニ過ぎず。人生の惑ここニ至つて極まれり。

岩船山は、岩舟石と呼ばれる角礫凝灰岩でできた岩山である。この石は凝灰岩なので加工が容易であるのに、中に含まれる角礫が風化しないために水に強いという特徴がある。そのため江戸期から割栗石や間知石として使われてきた。割栗石とは、岩石を人工的に小さく割って作られ



写真1 関宿「棒出し」に使われた岩舟石

る石材のことで、住宅の基礎の下に敷いて地盤を安定させるために使われてきた。間知石はもう少し大きい石で、石垣や土留とどめに用いられるものである。十八世紀後半に作成された高勝寺の仮名縁起絵巻である『岩船山地蔵菩薩縁起』第一にも岩舟石の切り出しが描かれており、近世から採石が行われていたことを示唆する⁽²⁾。近世は高勝

寺が加工が容易で水に強い岩舟石の採石を支配していたと推測される。谷中村の下流であり、河川交通の要衝であった千葉県野田市関宿の明治十八年（一八八五）の護岸工事には、岩舟石が大量に使われている⁽³⁾（写真1）。それに約五十年遡る天保七年（一八三六）の『関宿主産』の挿画に描かれた護岸の石積は岩舟石である⁽⁴⁾。河岸まで石を運び河川交通を使えば、岩船山は関宿から近いので比較的容易に運ぶことができた。そのため護岸の石積の材料として岩舟石が使われ続けたのだろう。

後述するように、近世には二十石の寺領を持ち輪王寺との深いつながりを誇った高勝寺であったが、明治維新で輪王寺・寛永寺という大きな後ろ盾を失い、寺領も上知されて失った。おそらく国策として迫られた結果、寺は山の半分を国に売り渡すことになった。その部分はその後、地元の人たちや地区の共有財産となり、たちまち採石業は岩舟町の主要産業となった。地元の民話に当時の情況が残っている。

史料2 岩船山の南蛮石⁽⁵⁾

昔から 岩船山の石は 南蛮石とも呼ばれてナ
古河のお城から 江戸城にも使われていたんだってヨ
神社の石段から石垣や 土台石にと広く使われてナ
茂呂では 日限浅間神社の鳥居も岩船石で作ったとサ
明治になると 石を切り出して売りさばく業者も増えてナ
この石切り場は 百姓達の農閑期の稼ぎ場だったと
その内に荷馬車で 専門に石を運ぶ商売も盛んになってナ
朝から石を運ぶ わだちの音が「ガラガラ」と行き来してヨ
街道筋には 順番待ちの馬方を相手の茶店もたつてナ
冬は西風の土ほこりの中を 馬のいななきが聞こえてナ
駒場・茂呂を抜けて 荷馬車は街道へ出て行ったと

それに神社を造る事が 各地で流行った時があつてナ
石は渡良瀬川から 舟で関東各地へ運び出されてヨ
荷馬車に長い行列が 渡良瀬川まで続いたものだと
途中の坂道で 押し上げなければならぬのでナ
馬方たちは 荷馬車を何台も連ねて運んだんだと
岩船山の姿は 時と共に少しずつ変わって行ったとサ

明治二十二年（一八八九）に両毛線岩舟駅が岩船山の南山麓に開業すると、岩舟石はそこから鉄路でも出荷されるようになった。⁶それ以外にも一九〇〇年代には人が貨車を押す人車鉄道が渡良瀬川まで開通した。こうして運ばれた岩舟石は、谷中村を廃村に追い込むことになる赤間沼の護岸工事に利用されたことで知名度が高まり、関東一円の河川護岸工事に利用されるようになった。谷中村の隣村である板倉町の神社の敷石や基礎部（写真2）（写真3）、洪水時の避難場所である地面よりも高い



写真2 賀茂神社参道（板倉町海老瀬）



写真4 坂田家の水塚（板倉町海老瀬）



写真3 賀茂神社基礎部

場所に築かれた水塚みづかの基礎部にも、やはり岩舟石が使われている（写真4）。筆者がたまたま立ち寄った板倉町のいくつかの場所に、それぞれ大量の岩舟石が使用されていることから類推すると、関東一円でどれだけ多くの岩舟石が消費されていたのか想像に難くない。民話通りそれだけの石が岩船山から削り取られていったのである。

二、林竹二・土屋文明と岩船山

前述したように、岩船山は両毛線岩舟駅に近接しているため、両毛線を利用して東京から渡良瀬遊水地方面に行こうとすると、必ず岩船山の景観を車窓から間近に見ることになる。谷中村に閘心を持つ人々もまた、岩船山の破壊を目の当たりに見た。林竹二もまた、田中正造の日記を引用して、岩船山の乱開発を嘆く田中正造に強い共感を示している。

史料3 『田中正造の預言』⁽⁷⁾（部分）

生産のための労働が狂ってしまっている、本来の生産のための労働がなくなつて、利潤のための労働ばかりになつてしまつていゝのではないか。そこに労働が直ちに環境を破壊しつくす営みになつていゝるという問題を田中正造は感じていたように思います。（略）私が非常に大事だとおもうのは、岩船山を崩して物を作る。それを材料にしていろんな物を作るといゝやり方に代表させながら、田中正造がほんとうに問題にしているのは、岩船山に代表されるような自然を破壊する―われわれは岩船山のかわりに海や川を考えてみればいいのです。

利潤追求の手段としてすべてのことが行われるその結果が、水俣病などの公害問題であり、人類の自殺にほかならない。それと戦い、人間の

精神を根底から変えるのが田中正造の「最後の戦い」であつたと林竹二は強く指摘する。しかし、岩船山ではそのような「戦い」は起こらなかつた。

著名な歌人である土屋文明は、明治二十三年（一八九〇）に群馬県高崎市に生まれた。土屋文明の親は病弱な幼児の文明の健康を岩船山に祈願したという。彼の連作歌集には、昭和二十年代末頃の岩船山の景観や、採石の様子が詠まれている。戦争が終り世の中は落ち着いたが、岩船山は「山を崩し」て削り取られていった。

史料4 『下野岩船山』⁽⁸⁾（部分）

たらちねは 見もせぬ山に願かけき 育てられ我六十七

此の麓行き来の年も長きかな石切りて山の形変るまで

郭公にまがふ木魂は石切る音手力乏しく山をくづせり

仰ぎ過ぐる山崩されてこもりたる寺のあらはれし痛ましかりき

かそかなる寺と見ゆれど山の石売りゆたかなりと聞きて立去る

明治後期に岩舟石が販路を拡大するきっかけになつたのは、渡良瀬遊水地の工事であつた。同じように、昭和三十二年（一九五七）頃から東京湾の埋め立て工事に岩舟石は重宝され、販路はますます拡大した。その結果、ダイナマイトで一日に二回山を爆破して、石の採掘を行うようになった。それまで緑が豊かだつた岩船山であるが、ダイナマイトによる発破の粉じんに覆われて樹木は枯死し、山は生命の気配を失ひ荒れ果てて行つた。しかし採石業は町の重要産業であり、町民の生活を優先する、という町の方針は揺るがなかつた。

三、その後の岩舟石の採掘状況

昭和三十六年（一九六一）六月には、近隣の家の中に発破の石が飛びこみ、部屋で勉強していたその家の子どもが死亡するという事故も発生した。⁽⁹⁾ 昭和四十一年（一九六六）には、山頂の孫太郎尊堂のすぐ脇までが採掘されて崩落し、いつ孫太郎尊本殿の土台下が崩れるかわからない状態になっていることが写真で報じられた。結局その後、孫太郎尊堂は撤去された（写真5）（写真6）。さらに翌年の昭和四十二年（一九六七）六月二十六日の午前一時頃、約六千トンの岩石が崩落し、ポンプ小屋とエアークンプレッサーが押しつぶされた。二十九日には、午前一時頃から七時頃にかけて、五回にわたって約四千トンの岩石が崩落した。その後も小刻みに崩落が続き、危険個所がいつ崩れるかわからない状態



写真5 大正末ごろの孫太郎尊拜堂。背後に本殿があった



写真6 現在の孫太郎尊本殿周辺



写真7 大正末ごろの高勝寺剣の峯の陽石

となり、近隣住民十六世帯は公民館に避難せざるをえなくなった。『下野新聞』も指摘しているように、採石現場は下部から掘り下げているため、残った上部が時折崩れ落ちることが常態化しており、豪雨で地盤がゆるんだことが大崩落の原因だったらしい。そこで三十日には危険な場所を人工的に崩落させるという案が出され、寺もしかたなく承認したが、その日の真夜中頃、一万五千トンの岩が崩れ落ちた。⁽¹⁰⁾ 子授け祈願の「陽石」（写真7）も、毎日の採石のための爆破で根元に亀裂が入ってしまい、結局人工的に爆破された。この前後のことと思われる。

下野新聞の他、朝日新聞、サンケイ新聞など全国紙もこの問題を報じ、宇都宮大学では昭和四十八年（一九七三）に生物学、歴史学、政治学の教員たちが中心となって、岩船山の乱開発に反対する運動を起こした。

しかしその運動や寺の抗議が実ることはなかった。

崩落した都合二万五千トンの石は、結局さらに細かく砕かれて業者に よって「再利用」された。同年には二十三社が採掘を行い、年商は五億 であつたというから、現在の貨幣価値に換算すると二十億円以上の利益 であつた。その後の最盛期には採石業者は三十六社となり、毎日二百台 ものダンブカーが東京方面や関東各地に岩船山を崩して採取した岩舟石 を運んだ。その繁栄ぶりは、栃木県の外車の大多数が岩舟町にあつたと まで噂されるほどであつた。田中正造が岩船山の未来に見たディストピ アは成就されてしまつたのである。

昭和六十一年（一九八六）には、岩船山で最も神聖な巨岩「岩船」の ある「奥の院」の北側が崩落した。それまでは「奥の院」で「岩船」を 押し、大平山へと向かうルートがハイキング客に人気であつたが、崩落 により大きく迂回するルートとなつたことで、岩船山から大平山に向か うハイキング客は激減した。その後徐々に岩舟石の需要はコンクリート などに取って代わられるようになっていった。平成元年（一九八九）に は、一社が採石の販売を行つていた。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾平成十二年（二〇〇〇）には、 採掘場が「岩舟石採掘跡地」クリフステージとなつていくこと⁽¹⁵⁾から、こ の時に採掘が完全に終了した、つまり高勝寺から譲渡された部分を掘り 尽くしてしまつたのだ。採掘場の標高は本来の標高から二十メートルも 下がつていた。そして前述したように、山の譲渡された境界線の垂直面 の内側を挟り取る採掘により、岩船山の最も高い頂に設置されていた国 土地理院の三角点が崩落寸前となつた。三角点が崩落すれば国土地理院 による標高や海拔の再調査が行われ、場合によっては何らかの法的措置 が為される可能性もあつた。岩舟石の採掘が終了したのは、このことも 影響していると思われる。あとにはグロブ状に抉られた岩壁と、広大 で何もない荒れ果てた不毛の景観が遺された。

四、景観と預言

下野国には七世紀後半に官寺である下野薬師寺が創建された。薬師寺 の官僧たちは、その後、やはり天台の古刹で円仁も修行した大慈寺と交 通し、岩船山と大平山を山林斗藪の場とするようになった。視界が開け た大平山には虚空蔵菩薩が祀られ、林立する奇岩の連なりが死後世界を 想起させる岩船山には、地蔵が祀られたと推測される。岩船山は一七二 メートルの低山であるが、山の北端の巨岩「岩船」周辺ではブロッケン 現象がみられる。それが「生身の地蔵の出現」と理解され、往生を祈る 霊地となり、戦国末期には、生身の地蔵が死者を救済する死者供養霊場 となつていった。⁽¹⁶⁾

ところが近世に入り、「岩船」が指す山の北に東照宮が造営されたこ とが、大きく山の信仰を変化させた。前述した輪王寺・寛永寺との強い つながり、岩船山が東照宮の真南に位置することによるものである。 山上には天台宗高勝寺が作られ、輪王寺宮のお抱え地となり、天海の高 弟、檀那院胤海によつて『東照宮縁起』に沿つた『下野州岩船山縁起』 （『真名縁起』）が作成され施入された。それは『東照宮縁起』と同様に、 観音の化身である寶誌和尚の預言とされる「野馬臺詩」を援用した『延 暦寺護国縁起』⁽¹⁷⁾に沿つたものであつた。「光仁天皇以降は王法が尽きる ので仏法の助縁が必要である。そのために最澄が出現し、桓武天皇を助 けて日本に仏法を弘めたのだ」とする『延暦寺護国縁起』を援用し、光 仁天皇代に生身の地蔵が出現して高勝寺が草創されたとする。この由緒 は、現在まで踏襲されている。⁽¹⁸⁾

興味深いのは『延暦寺護国縁起』にも仏教の助縁が得られることで達 成されるユートピアと、「人々の心から仏法が失われれば、曠野になつ てしまう」というある種のディストピアが並列に記述されていることで

ある。ここまで縷々述べてきたように、近代以降岩船山は破壊され、緑豊かな山の景観は失われた。そしてかつて中世の人々に地獄を想起させた林立する奇怪な巨岩の連なりも、根元から爆破されて細かく砕かれ出荷されてしまった。石を削り取った跡地は、何もない広漠とした曠野であった。高勝寺は檀家の無い祈願寺であり、寛永寺や輪王寺とは深いつながりがあった。地域とのつながりは薄かった。戦時中は戦死除け祈願、戦後は彼岸の戦死者供養で高勝寺には関東一円から両毛線を利用して多くの参詣者が詰めかけた。逆にそのことが高勝寺を地域の人々の心から遠ざけたのかもしれない。人々の心から岩船山に出現した生身の地蔵は忘れられていった。⁽¹⁹⁾ こうして「人々の心から仏法が失われれば曠野が出現する」という寶誌和尚の預言は成就されてしまった。

五、現代の岩船山と聖地巡礼者

話を田中正造に戻そう。彼の没後まもなく、高山地区で彼への報恩の和讃が作られた。近年まで高山地区の長福寺に隣接する高山公民館では、毎年正造の位牌と掛け軸に向かって和讃が唱和されてきた。その二十七連の和讃は、まず正造の生涯を語り、

人道戦士と歌われし、義人の翁にすがるべし
妻も子も 家をも身をも忘れつ、 尽すところは 神仏なり

としめくくる。岩船山に近接するこの地域は、死者を救済する「岩船地蔵」の信仰圏でもある。かつては死者供養として、また折にふれて、人々は岩船地蔵の功德を謳う岩船和讃を唱えた。この田中正造への報恩の和讃とは、「お念仏（＝和讃）」で神仏への帰依を表現するという人々が慣れ親しんだ伝統の形で、正造を生き菩薩と讃えたものであった。

田中正造にすぎり、彼を神、仏と崇める和讃には、全く同時期に岩船山でも活動した天台地蔵比丘妙運を生き地蔵と信仰した人々と通じ合う

心情がある。義人田中正造は、谷中村の人々に代わって天皇に惨状を直訴し解決を図ろうとした。それに失敗すると、谷中村に移り住み、残留を決意した村人たちに寄り添ってその生涯を終えた。それは壮絶な捨身行であり、代受苦行であった。明治十二年から明治の終わりにかけて活躍した妙運もまた、自ら天台地蔵比丘すなわち生き地蔵と名乗り、八万四千体地蔵建立を発願し、たった一人で国家に代わって怨親平等の慰霊を行った。⁽²⁰⁾ 現在も岩船山の中には妙運の八万四千体地蔵が多数存在している。妙運は高勝寺に信者を率いて集団参拝し、多くの和歌を詠んでいる。

資金も権力も無い地域の人々が田中正造の菩薩行を讃え伝承する手段として、和讃は最も慣れ親しんだ形式だった。しかし、皆で集まって和讃を詠唱して神仏に祈り願うという習俗が昭和の終了と共に日本全国で廃れていくと、田中正造への報恩和讃もまた同じ道を辿った。今はただ記録の中だけにその姿を残すだけである。

一九八〇年代の終わりに岩船山と高勝寺を徹底的な破壊から救ったのは、前述したように山頂の三角点だった。それこそはや誰の眼にも見えなくなっていた生身の地蔵のはからいであったのかもしれない。現在では「全球測位システム」(GPS) 技術により、もはや三角点には不要である。

そして岩船山に出現した曠野は、大ヒットした一九七八年のテレビドラマ「西遊記」のロケ地のひとつとなった。⁽²¹⁾ その後の特撮ドラマを牽引する高野宏一、鈴木清ら円谷プロダクション出身のスタッフがこのドラマの撮影を担当し、佐川和夫も特撮監督として参加した。東京の撮影所から高速道路を利用すればそれほど時間をかけずに到着でき、周囲に人家が無く、グロブ状にえぐれた岩壁の形状が爆風や爆音を吸収するので、爆発や火災などを伴う特殊な撮影―特撮と総称される―のロケ撮

影に都合が良いことが特撮ロケ地としての大きな利点であった。こうして岩船山採石場跡は「特撮の聖地」と呼ばれるほど、多くの特撮ドラマや映画の撮影が行われるようになっていった。

その結果、この曠野では、特撮の現場として住宅が突如として破壊されたり全焼したり、異形の者たちが現れては爆発の紅蓮の炎に包まれてお互いに殺し合い粉微塵に砕け散り、暫くすると生き返り、また殺し合いを繰り返すことになった。⁽²⁴⁾それは中世に夥しく作成され唱導された「地獄絵」や「熊野観心十界曼荼羅」などの地獄の光景と、奇妙な程似通っているのだった。

「岩船山で生身の地蔵の出現を拝する話」（根津美術館所蔵『地蔵菩薩靈驗記絵』⁽²⁵⁾）には、貧しい法師の体を割いて地蔵が出現する絵が描かれている。その「生身の地蔵の出現」の絵は、額が割れて中の観音が出現しようとしている「木造宝誌立像」（京都国立博物館所蔵）に強く影響されたものと考えられている。宝誌和尚立像のビジュアルと、彼に仮託された「野馬臺詩」が岩船山で重なりあうのは偶然である。前述した高勝寺の『真名縁起』の作成者の檀那院胤海もこのような事態は想定外であろう。が、あたかも『延暦寺護国縁起』に預言されたデイストピアが成就されたかのようにも見えてしまうのは、破壊された岩船山の異様な景観の力である。

特撮ドラマではこの曠野の景観の中に、人々を救うために自ら異形に姿を変える救済者（変身ヒーロー）が出現し、悪と戦う。そしてこの景観を「特撮聖地巡礼」と称して拝する人々もいる。巡礼者の中には自ら製作したコスチュームを着用し、人ならぬ異形の姿になって曠野の中で写真や動画を撮影し、爆発の炎を背負い自らの物語を創り出そうとする者もいる。まったく文脈が違うのに、それは不思議なくらい室町期に描かれた「出現する生身の地蔵」と「生身の地蔵を拝して感激する巡礼

者⁽²⁶⁾」と重なり合う。おそらくそこに、時を超えて人々を惹きつける霊場の本質があるのではないだろうか。

【謝辞】本稿を作成するに当たり、元群馬県立博物館学芸員宮田毅先生、東海村文化財保護審議会委員宮田裕紀枝先生に大変ご尽力頂いたことを感謝申し上げます。

注

- (1) 『田中正造全集』第十三巻、岩波書店、一九七九、五五頁。
- (2) 『岩船山地蔵菩薩縁起』第一の巻末「西面之図」に描かれている。この縁起の影印はオンラインで閲覧できる。関口静雄「資料」『下野州岩船山縁起』『岩船山地蔵菩薩縁起』影印と翻刻「学苑」九六一、昭和女子大学近代文化研究所、二〇二〇。 <https://swu.repo.nii.ac.jp/records/7065>
- (3) 千葉県立関宿城博物館には実際に使用された岩舟石が置かれており、説明板にも「岩舟石」と書かれている。
- (4) 榎美香「関宿「棒出し」の創設時期」『研究報告』第二十六号、千葉県立関宿城博物館、二〇二二。
- (5) 美寿々すみ子「いわふねの民話集」民話美寿々会「いわふね」、二〇〇九、一一頁。
- (6) 「栃木の岩舟石」『下野新聞』二〇二三年七月六日付。
- (7) 林竹二「田中正造の預言」『林竹二著作集』第三巻、筑摩書房（初出佐野市郷土博物館開館記念講演、一九八三）。
- (8) 『短歌研究』十四（七）（短歌研究社、一九五七）後に『青南集』に収録された。
- (9) 「岩船採石場で石くずれ」『下野新聞』（日刊）昭和四十二年六月三十日）で六年前の事故が言及されている。マイクロフィルムで下野新聞の昭和三十六年六月の記事を閲覧したが、この事故についての記事は掲載されていない。今後も博捜を続けたい。
- (10) 岩船山には地蔵の他に孫太郎尊と呼ばれるカラス天狗も祀られており、現世利益のあらたかさで多くの信者がおり、参拝講も結成されていた。孫太郎尊信仰については別稿で詳細を報告して行きたい。
- (11) 『朝日新聞』（昭和四十一年三月八日、東京・夕刊）

(12) 『下野新聞』(昭和四十二年六月三十日から七月二日) 釧が峰の崩落ではなかつたかと推測される。

(13) 「岩舟町岩船山の巻(ふらり旅日記)」(『朝日新聞』栃木、平成元年(一九八九)五月二十六日)

(14) 「岩舟石の歴史を伝えていく」(『朝日新聞』栃木、平成十一年九月二十八日)

(15) 「クリフステージに観客」(『朝日新聞』栃木、平成十二年十月二十三日)

(16) 詳細は、拙稿「戦国末期の岩船山―新出「下野国岩船地蔵誓願参日記」とその周辺」(『宗教民俗研究』三二)を参照されたい。

(17) 「延暦寺護国縁起」中「天日本仏教全書」八十六巻、鈴木学術財団、一九七二、四二頁。

(18) 拙稿「下野岩船山高勝寺「真名縁起」と檀那院胤海」『山岳修験』六四、「寺社縁起と近世王権神話」『宗教民俗研究』三三を参照されたい。

(19) 現在の高勝寺の山門前の岩舟町教育委員会による案内板に、この山が生身的地蔵出現の霊地であるという記述はない。

(20) 妙運については拙稿「上野浄名院と令和の八万四千体地蔵」『西郊民俗』二六四、二〇二三を参照されたい。

(21) 「百三十年後に残したい故郷とちぎ」(28) 岩船山』『下野新聞』二〇〇八年十月二十六日付

(22) 大久保一光「日テレドラマ半世紀」日本テレビ放送網、二〇〇五年、一五七頁。

(23) 翌年の一九七九年に現在の戦隊シリーズ第三代の「バトルフィーバーJ」の撮影に参加、その後特撮研究所に在籍し、東映の変身ヒーロードラマの特撮に関わった。

(24) 岩船山は地形的に安全に実施できるため、住宅火災を伴う撮影や実際の住宅を全焼させる実験などによく利用されている。また子供向けの変身ヒーロードラマでは、爆発や火焰を伴う大規模な決戦の場面に頻繁に利用されるが、それらのドラマは毎年趣向を変えて放映され続けている。怪物と人ならぬ者に変身した主人公たちの果てのない戦いは修羅道のありさま以外の何物でもないと感じるのは筆者だけだろうか。

(25) 「地蔵菩薩霊験記」『新修日本絵巻物全集』二十九、角川書店、一九八〇に収録されている。

(26) 前述の「地蔵菩薩霊験記」根津美術館蔵には、貧しい法師の体を割いて生身の地蔵が出現する姿とそれを拝して感激する巡礼者が描かれている。

雑報

月例談話会

日時 毎月第三日曜日、午後一三時三〇分～一六時三〇分に、月例談話会を行っています。参加ご希望の方はお申し込みください。会場等をお知らせします。

内容 事前に発表者と発表内容を決めず、当日の参加者のうちの希望者が発表しています。情報交換や相談の場としても利用されています。

申込み方法 会誌『西郊民俗』末尾に記載の連絡係のメールアドレスにEメールでお送りください。郵便の場合は、連絡担当の住所あてにお送りください。

会場 東京都内貸会議室(例、JR水道橋・飯田橋駅付近)。今後、変更の可能性もあります。会場費をいただきます。

会のホームページをご覧願います。変更等、逐次ご確認願います。

第八五三回 令和六年二月一日(於：本郷)

羽黒派修験吉祥院について

近世六十六部廻国聖宿泊帳・報謝帳の分析から見えるもの

孫太郎尊奉納物について
菅根 幸裕

民具の収集・選別と汎用資料民具の活用
林 京子

月の光をめぐる伝承
久野 俊彦

『会津農書』の脱世に関する記述
小池 淳一
榎本 直樹

第八五四回 令和七年一月一九日（於…本郷）

銚子市文化講演会「下野国岩船地蔵の銚子出開帳とその周辺」を実施して

大歳の客と火―正月行事のかたち―

林 京子
小池 淳一

汎用資料としての民具の活用―試料採取と再使用―

久野 俊彦
榎本 直樹

『会津農書』下巻「農人郷談」

第八五五回 令和七年二月一六日（於…本郷）

歳徳神の性格

小池 淳一

元禄十年の福井県福井市一乗谷安波賀春日社再興を再考する

林 京子

「おはまおり」の中の「女性」

―勝浦市遠見岬神社を事例として―

菅根 幸裕

近世・近代の日記に見られる麦脱穀と「麦おし」呼称

榎本 直樹

『西郊民俗』バックナンバーのPDF掲載

ホームページに会誌『西郊民俗』PDFの掲載を始めました。『西郊民俗』バックナンバーのページで、該当号の「PDF」をクリックすると、表示されます。第二五八号から掲載しています。会誌刊行の一年後に順次掲載します。著作権は執筆者に帰属します。個人の研究目的の範囲でご利用ください。

新入会員

有安美加

真保 元

問い合わせ先

連絡担当（会誌送付・入退会・談話会等）

榎本直樹 〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町二二六―六

ドルチエ川越四〇九

Eメール inari@ceresoon.ne.jp

編集担当（原稿送り先）投稿案内は表紙見返しに掲載

久野俊彦 〒320-0133 栃木県下野市緑四一六―七

Eメール hto4sano@yahoo.co.jp

西郊民俗 第二七〇号

令和七年（二〇二五）三月十六日

〒一一二一〇〇〇五

東京都文京区水道二―三―一五―四〇三 小池方

西郊民俗談話会

振替口座 〇〇一八〇―二―八九四四〇